

函館市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

## 函館市条例第 7 号

### 函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条の 6 第 1 項各号列記以外の部分中「もしくは金銭」を削り、同項第 6 号中「第 7 8 条第 3 項」を「第 7 8 条第 2 項第 4 号」に、「特定公益信託（北海道知事または北海道教育委員会の所管に属する）」を「公益信託（公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 6 条の規定により北海道知事の認可を受けた）」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における改正後の第 2 6 条の 6 第 1 項（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる所得税法等改正法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるもの（北海道知事または北海道教育委員会の所管に属する特定公益信託（所得税法等改正法附則第 3

条第1項に規定する特定公益信託をいう。以下同じ。)で、主たる受益の範囲が市の区域内である特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭に限る。)を含む。)とする。